

コード表1 産業廃棄物の種類

コード	産業廃棄物種類	具 体 例
01	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
02	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
03	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
04	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
05	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
06	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤ含む）等
07	※紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。
08	※木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業、物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）
09	※繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。
10	※動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
11	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず等
12	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
13	ガラスくず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
14	鉱さい	鉄砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
15	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
16	※家畜のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
17	※家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
18	ダスト類	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであつて集じん施設によって集められたもの
19	13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、以上の産業廃棄物に該当しないもの
20	※動物系固形不要物	と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥

※特定の事業活動に伴う場合のみ産業廃棄物となるもの

コード表2 混合産業廃棄物の種類

コード	産業廃棄物種類	例示
50	建築系混合廃棄物 (安定型のみ)	建設工事からでた安定型廃棄物で分ける事が出来ないもの(混合している廃棄物の種類を付記すること。)
51	建設系混合廃棄物 (管理型のみ)	建設工事からでた管理型廃棄物で分ける事が出来ないもの(混合している廃棄物の種類を付記すること。)
52	廃電気機器器具 (一般名称を付記)	蛍光灯、パソコンコンピューター、冷蔵庫、自動販売機等で分ける事が出来ないもの(一般名称を付記すること。)
53	その他混合系廃棄物 (一般名称を付記)	上記に分類できない産業廃棄物であって、分ける事が出来ないもの(一般名称を付記すること。) 廃電池、机椅子、シュレッダーダスト

コード表3 特別管理産業廃棄物の種類

コード	特別管理産業廃棄物種類
31	燃え殻 (特定有害産業廃棄物を含むもの)
32	汚泥 (特定有害産業廃棄物を含むもの)
33	廃油★ (揮発油類、灯油類、軽油類(引火点70°C未満の燃焼しやすいもの))
34	廃油 (特定有害産業廃棄物を含むもの)
35	廃酸★ (著しい腐食性を有するもの(pH2.0以下のもの))
36	廃酸 (特定有害産業廃棄物を含むもの)
37	廃アルカリ★ (著しい腐食性を有するもの(pH12.5以上のもの))
38	廃アルカリ (特定有害産業廃棄物を含むもの)
39	鉛さい (特定有害産業廃棄物を含むもの)
40	ダスト類 (特定有害産業廃棄物を含むもの)
41	感染性廃棄物 (医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動等に伴い発生した産業廃棄物のうち、排出後に人に感染性を生じさせるおそれのある病原微生物が含まれ、若しくは付着し、又はそのおそれのあるもの)
42	廃石綿等 (建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事に用いられ、廃棄されたプラスチックシートなど)
43	廃P C B等 (廃P C B(原液)及びP C Bを含む廃油)
44	P C B汚染物 (P C Bが塗布された紙くず、P C Bが染み込んだ紙くず、木くず及び繊維くず、P C Bが付着し又は封入された廃プラスチック類、金属くず)
45	P C B処理物 (廃P C B等又はP C B汚染物を処分するために処理したもの(厚生省令で定める基準に適合しないものに限る。))
46	廃水銀等 (水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設において生じた廃水銀等)

コード表4 北九州市内住所コード表

コード	区名
70	小倉北区
71	小倉南区
72	門司区
73	戸畠区
74	八幡東区
75	八幡西区
76	若松区

コード表5 北九州市外住所コード表

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	17	石川県	33	岡山県
02	青森県	18	福井県	34	広島県
03	岩手県	19	山梨県	35	山口県
04	宮城県	20	長野県	36	徳島県
05	秋田県	21	岐阜県	37	香川県
06	山形県	22	静岡県	38	愛媛県
07	福島県	23	愛知県	39	高知県
08	茨城県	24	三重県	40	福岡県
09	栃木県	25	滋賀県	41	佐賀県
10	群馬県	26	京都府	42	長崎県
11	埼玉県	27	大阪府	43	熊本県
12	千葉県	28	兵庫県	44	大分県
13	東京都	29	奈良県	45	宮崎県
14	神奈川県	30	和歌山県	46	鹿児島県
15	新潟県	31	鳥取県	47	沖縄県
16	富山県	32	島根県		

コード表6 日本標準産業分類第13回改定 大・中分類項目（平成26年4月1日施行）

業種コード	大分類	中分類	業種コード	大分類	中分類
01	A 農業、林業	農業	26	(E 製造業からの続き)	生産用機械器具製造業
02		林業	27		業務用機械器具製造業
03	B 漁業	漁業(水産養殖業を除く)	28		電子部品・デバイス・電子回路製造業
04		水産養殖業	29		電気機械器具製造業
05	C 鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	30		情報通信機械器具製造業
06	D 建設業	総合工事業	31		輸送用機械器具製造業
07		職別工事業(設備工事業を除く)	32		その他の製造業
08		設備工事業	33		電気業
09	E 製造業	食料品製造業	34		ガス業
10		飲料・たばこ・飼料製造業	35		熱供給業
11		繊維工業	36		水道業
12		木材・木製品製造業(家具を除く)	37		通信業
13		家具・装備品製造業	38		放送業
14		パルプ・紙・紙加工品製造業	39		情報サービス業
15		印刷・同関連業	40		インターネット附随サービス業
16		化学工業	41		映像・音声・文字情報制作業
17		石油製品・石炭製品製造業	42	H 運輸業、郵便業	鉄道業
18		プラスチック製品製造業(別掲を除く)	43		道路旅客運送業
19		ゴム製品製造業	44		道路貨物運送業
20		なめし革・同製品・毛皮製造業	45		水運業
21		窯業・土石製品製造業	46		航空運輸業
22		鉄鋼業	47		倉庫業
23		非鉄金属製造業	48		運輸に附帯するサービス業
24		金属製品製造業	49		郵便業(信書便事業を含む)
25		はん用機械器具製造業			

コード表6 日本標準産業分類第13回改定 大・中分類項目（平成26年4月1日施行）

業種コード	大分類	中分類	業種コード	大分類	中分類
50	I 卸売業, 小売業	各種商品卸売業	75	M 宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業
51		繊維・衣服等卸売業	76		飲食店
52		飲食料品卸売業	77		持ち帰り・配達飲食サービス業
53		建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	78	N 生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
54		機械器具卸売業	79		その他の生活関連サービス業
55		その他の卸売業	80		娯楽業
56		各種商品小売業	81	O 教育, 学習支援業	学校教育
57		織物・衣服・身の回り品小売業	82		その他の教育, 学習支援業
58		飲食料品小売業	83	P 医療, 福祉	医療業
59		機械器具小売業	84		保健衛生
60		その他の小売業	85		社会保険・社会福祉・介護事業
61		無店舗小売業	86	Q 複合サービス事業	郵便局
62	J 金融業, 保険業	銀行業	87		協同組合(他に分類されないもの)
63		協同組織金融業	88	R サービス業(他に分類されないもの)	廃棄物処理業
64		貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関	89		自動車整備業
65		金融商品取引業, 商品先物取引業	90		機械等修理業(別掲を除く)
66		補助的金融業等	91		職業紹介・労働者派遣業
67		保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	92		その他の事業サービス業
68	K 不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業	93		政治・経済・文化団体
69		不動産賃貸業・管理業	94		宗教
70		物品賃貸業	95		その他のサービス業
71	L 学術研究, 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	96	S 公務(他に分類されるものを除く)	外国公務
72		専門サービス業(他に分類されないもの)	97		国家公務
73		広告業	98		地方公務
74		技術サービス業(他に分類されないもの)	99	T 分類不能の産業	分類不能の産業

表 7 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類	換算係数 (t/m <sup>3</sup> ) *
燃え殻	1.14
汚泥	1.10
廃油	0.90
廃酸	1.25
廃アルカリ	1.13
廃プラスチック類	0.35
紙くず	0.30
木くず	0.55
繊維くず	0.12
動植物性残さ	1.00
ゴムくず	0.52
金属くず	1.13
ガラスくず	1.00
鉱さい	1.93
がれき類	1.48
家畜のふん尿	1.00
家畜の死体	1.00
ダスト類	1.26
13号廃棄物	1.00
建設系混合廃棄物	0.26
廃電気機器器具	1.00
感染性産業廃棄物	0.30
廃石綿等	0.30

\*環境省通知記載値（平成18年12月27日環廃産発第061227006号）